

介護保険負担限度額認定の申請に必要なもの

～はじめに～

介護保険負担限度額認定を受けるためには、世帯及び本人が住民税非課税かつ本人及び配偶者の預貯金額等が一定基準額以下である必要があります。

～申請に必要な書類～

介護保険負担限度額認定証の申請書類は、以下の１～５になります。

１. 介護保険負担限度額認定申請書
２. 同意書(役場で課税状況等を確認することに同意していただける方のみ)
３. 預貯金等の写し
４. 代理人の本人確認書類(本人に代わって代理人が申請する場合のみ)

１. 介護保険負担限度額認定申請書：入所施設や配偶者、預貯金額など、負担限度額認定の審査に必要な情報を記載してもらうものです。

申請書の記載にあたっては、記載例を参考にしてください。

※収入等に関する申告欄について、同意書を提出していただける方は、役場で課税状況等の確認が可能なため、チェックが入っていても問題ありません。

２. 同意書：負担限度額認定の審査にあたり町税務会計課への課税状況の確認及び預貯金等を保有する金融機関等に対し、残高照会をすることについて申請者本人の同意を得るために記載してもらうものです。

３. 預貯金等の写し：負担限度額認定は、世帯及び本人が住民税非課税であっても、本人及び配偶者の普通預金等の預貯金額が一定基準額を超えた場合、対象外となります。

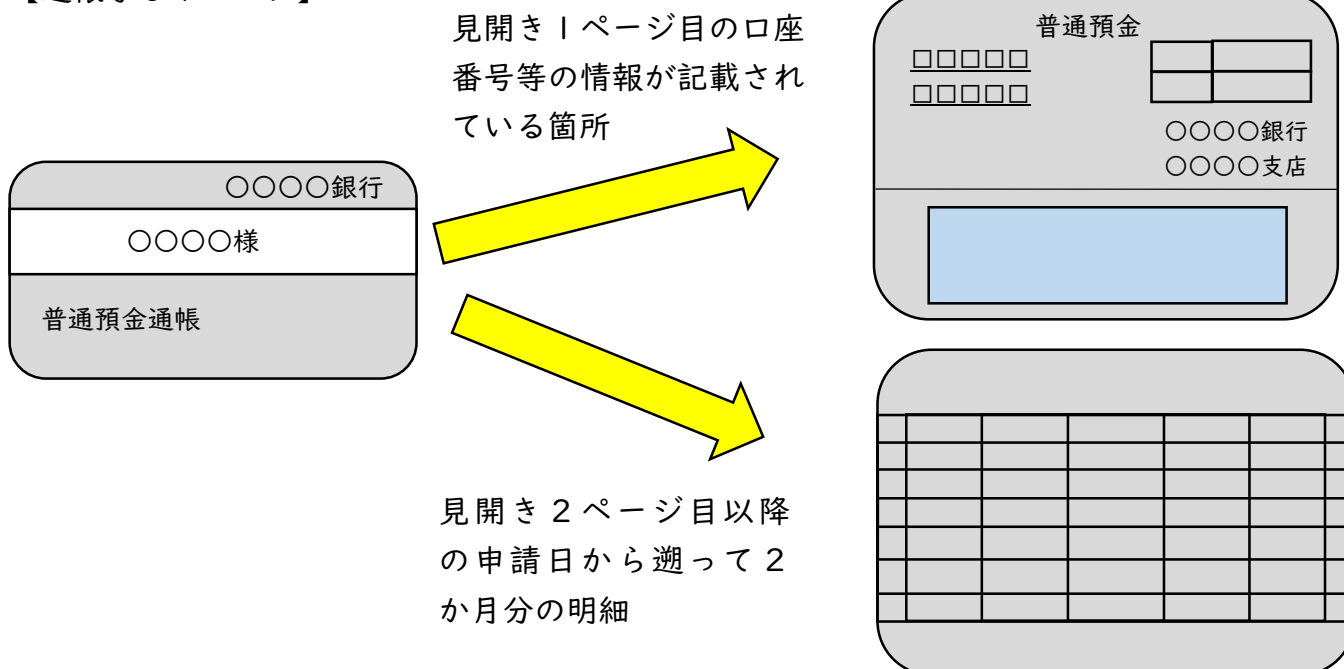
そのため、預貯金額が一定基準額以下であることを確認するために通帳等の写しを提出する必要があります。

預貯金等に含まれるものについては、①預貯金等確認表を確認してください。

①預貯金等確認表

預貯金等に含まれるもの	添付書類
預貯金(普通預金、定期預金等)	通帳や証書の写し又はインターネットバンクの残高部分等の写し <u>※1 写しをとる箇所については、通帳写しイメージを参照してください。</u> <u>※2 写しをとる箇所が分からない場合は、窓口で写しを取ることができます。</u> <u>※3 最新の預貯金残高を確認しますので、申請の直前に記帳を行ってください。</u>
有価証券(株式、国債、地方債、社債等)	証券会社や銀行等の口座残高の写し
金・銀(積立購入含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金	自己申告になります。
負債(借入金、住宅ローン等)	借用証書、口座残高の写し
預貯金等に含まれないもの	—
生命保険、自動車、貴金属のうち腕時計や宝石など時価評価額の把握が難しいもの、絵画、骨董品等	—

【通帳写しイメージ】



預貯金額の基準は、収入に応じて変わるため、②預貯金額基準表を確認し、ご自身の預貯金額と照らし合わせ、基準額を超えていないか確認してください。

※確認の結果、ご自身(配偶者も含む)の預貯金額が基準額を超えている場合は、負担限度額認定の対象外となります。

②預貯金額基準表

負担段階	対象者	預貯金額	
		単身	夫婦
第1段階	生活保護受給者の方	1,000万円超	2,000万円超
	世帯全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の 前年合計所得金額と年金収入額が 80万円以下	650万円超	1,650万円超
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の 前年合計所得金額と年金収入額が 80万円超120万円以下	550万円超	1,550万円超
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の 前年合計所得金額と年金収入額が 120万円超	500万円超	1,500万円超

4. 代理人の本人確認書類：認定証の交付を受けている被保険者の方が施設入所等により、申請書の記載及び提出が難しい場合は、親族等の代理人による申請が可能です。

代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類として以下の書類の写しが必要になります。

○顔写真付きの証明書【1点のみ】

運転免許証、マイナンバーカード等

○顔写真なしの証明書【2点必要】

介護保険被保険者証、負担割合証、健康保険証等

※法定代理人(成年後見人など)が代理申請する場合は、登記事項証明書等の提示及び法定代理人の本人確認書類の提出が必要です。

～介護保険制度の改正に伴う変更について

令和６年度介護保険制度の改正により介護施設居住費の基準費用額が一律６０円引き上げられます。

それに伴い介護保険負担限度額の日額上限についても、一律６０円引き上げられます。

詳しくは、鳩山町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

〒３５０-０３２４

鳩山町大字大豆戸１８４-１６

鳩山町役場長寿福祉課 介護保険担当

TEL：０４９-２９６-１２１０(直通)